

北九州市あんしん通報システム事業業務委託 仕様書等に対する質問への回答

公告年月日 令和8年8月26日
公告番号 北九州市公報 北九州市公告第617号
業務名 北九州市あんしん通報システム事業業務委託

該当ページ	タイトル	質問内容	回答
入札説明書P.1	1業務内容に関する事項(3)履行期間	契約の履行期間について、緊急通報装置等の運用は令和9年4月1日からと記載されていますが契約締結後、全ての対象先に各種機器の手配や運用準備を行うことは現実的では無いため、移行期間の猶予は1年～1年半程度設けていただける認識でおりますが、間違いはないでしょうか？	「仕様書8業務内容(12)令和9年度における緊急通報装置等の入れ替え業務」に記載しているとおり、令和9年4月1日から令和10年3月31日までに入れ替え作業及び引継ぎを完了することとしています。なお、やむを得ず完了が困難な場合は、協議させていただきます。
入札説明書P.1	1業務内容に関する事項(3)履行期間	その移行期間は令和9年4月1日から開始される認識でよろしいでしょうか？	御認識のとおりです。
入札説明書P.2	4入札参加申込書等の提出と参加資格の確認(1)提出書類	入札参加申込書に記載されてある、「有資格業者名簿に記載されている登録番号」とは、弊社が北九州市に入札参加資格申請を行い登録している番号ということでしょうか？	御認識のとおりです。
入札説明書P.2	4入札参加申込書等の提出と参加資格の確認(1)提出書類	入札実績調書における入札参加実績について、参加はしたが落札できなかった案件を記載しても良いでしょうか？	差し支えありません。
仕様書P.6	8業務内容(6)駆け付け業務	駆け付け業務について、警備業法では25分以内に駆けつけることができない対象は契約できませんが、仮にそのような対象が緊急通報導入を希望された場合、お断りできるということでしょうか？	離島や山間部等の25分以内に駆けつけることのできない方々への駆け付けは必要ないと考えております。そういった方々への対応は、別途、協議させていただきたいと考えております。
仕様書P.2	6使用機器(1)本体機器仕様	相談機能について、対象先に固定電話回線が無く相談機能を希望される方へは弊社にて専用のLTE回線を準備しますが、相談機能を希望されない方へはLTE回線の敷設は不要という認識でよろしいでしょうか？	LTE回線の敷設は、当該業務に含まれておらず、利用者と落札業者で対応するものと考えております。そのため、LTE回線の敷設は不要とします。

入札説明書P.2	6入札に関する事項 (3)入札書の記載方法	入札書の記載金額は利用者一世帯当たりの月額単価となっていますが、この月額金額には「固定電話回線が無いが、相談機能を希望されるユーザー様」用の通話回線料金も、(1)含めた月額記載(2)その料金は含めない月額記載どちらの記載となるのでしょうか？	ご質問の状況における利用者の希望による通話回線料金は、利用者と落札業者で対応するものと考えております。そのため、入札書記載の月額単価には含みません。
		「固定電話回線が無いが、相談機能を希望されるユーザー様」への通話回線料金請求について、 (1)ユーザー様が負担する ア 受注者が直接ユーザー様へ請求する イ 受注者が北九州市へ請求し、北九州市がユーザー様へ請求する (2)受注者が北九州市へ請求し、北九州市が負担する どのパターンになるのでしょうか？	ご質問の状況における利用者の希望により発生する通話回線料金の請求は、利用者と落札業者で対応するものと考えております。そのため、ご質問内容(1)アのとおり、受注者が直接ユーザー様へ請求する必要があると考えております。
仕様書P.9	8業務内容(12)令和9年度における緊急通報装置等の入れ替え業務	(12)イ「回収した機器は、受注者が前受注者へ返却するものとする」とありますが、回収した機器については、前受注者が指定する場所へ返却していただける認識でよろしいでしょうか。	回収した機器の返却は、受注者及び前受注者において協議いただき決定してもらうことと考えております。
仕様書P.9	8業務内容(12)令和9年度における緊急通報装置等の入れ替え業務	受注者と前受注者が異なる場合の機器入替作業について、想定されている移行期間(入替期間)がございましたらご教示ください。	「仕様書8業務内容(12)令和9年度における緊急通報装置等の入れ替え業務」に記載しているとおり、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの入れ替え作業としておりますが、やむを得ず完了が困難な場合も想定されるため、発注者と協議することとしています。
仕様書P.9	8業務内容(12)令和9年度における緊急通報装置等の入れ替え業務	入替作業が長期間(1・2年)にわたる場合における、前受注者が設置した機器およびこれらを管理するセンター設備の維持・保守費用の取扱いについてご教示ください。また、移行期間中にセンター設備等の故障が発生し、メーカーによる修理や保守対応が必要となった場合の費用負担の考え方についても併せてご教示いただけますと幸いです。	前受注者は、令和3年度から令和8年度末における契約による対応(仕様書10契約期間満了時の取り扱いについて)となります。なお、これらにより判断できない事項については、発注者と前受注者において、協議させていただきます。